

# 加古川市新生児聴覚検査費助成事業実施要綱

令和3年2月25日  
こども部長決定

## (目的)

第1条 この要綱は、新生児の聴覚検査（以下「検査」という。）に係る費用の一部を助成することにより、新生児期の聴覚障害の早期発見及びこれに対する早期の対応を図ることを目的とする。

## (対象者)

第2条 検査に係る費用の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、検査時に次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 生後6か月までの乳児の保護者であること。
  - (2) 乳児が本市において住民基本台帳法（昭和24年法律第81号）第5条の規定により住民基本台帳に記録されていること。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、助成対象者としてすることができる。

## (助成の内容及び額)

第3条 助成の対象となる検査の内容及び助成金の上限額は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定により対象となる検査は、乳児に対して行う初回検査及び確認検査とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、保険診療が適用となる検査は、助成対象としない。

## (助成券の交付等)

第4条 市長は、助成対象者に対し加古川市新生児聴覚検査費助成券（様式第1号。以下「助成券」という。）を交付する。

- 2 助成券の交付を受けた者は、協力医療機関に助成券を提出することにより、検査を受けるものとする。

## (償還払いによる助成)

第5条 前条の規定にかかわらず、助成券を使用せず検査を受診した場合又は協力医療機関以外の医療機関等で検査を受診した場合は、償還払いにより助成を行うことができる。

- 2 前項の規定により助成を受けようとする者は、乳児の出生日から7か月以内（末日が加古川市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第2項第1号に規定する休日である場合は、その翌日を末日とする。）に、加古川市新生児聴覚検査費支給請求書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときはこの限りでない。
  - (1) 未使用の助成券
  - (2) 母子健康手帳又は検査結果が分かるもの
  - (2) 領収書（受診日、検査料等が明記された受診医療機関発行のもの）
- 3 市長は、前項に規定する請求があった場合は、速やかに内容の審査を行い、適当と認めるときは、支給決定後、30日以内に支払うものとする。

## (助成金の返還)

第6条 市長は、偽りその他不正の行為によって、助成を受けたものに対し、既に支給した助成金があるときは、その全部又は一部を返還させることができるものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による規定は、令和3年4月1日以降に生まれた乳児について適用する。

別表 (第3条関係)

検査内容	上限額
ABR (聴性脳幹反応検査) 又は AABR (自動聴性脳幹反応検査)	5,500 円
OAE (耳音響放射検査)	2,000 円